３　協定債権者泉知明は、清算株式会社に対し、清算株式会社から前１項の別紙財産目録記載の什器備品及び電話加入権の代物弁済を受けたときは、協定債権についての債務から弁済額（別紙財産目録記載の金額をもって弁済額とする。）を控除した残金につき、その債務を免除する。

４　清算株式会社は、前１項の弁済及び代物弁済後、新たな財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前２、３項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第８部

## 監督命令

**平成２３年（再）第１号**

富山市新屋25番地、旧本店富山市綾田町１丁目34番５号

再生債務者　株式会社オーエムサービス

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　富山市堀端町２－２　山本賢治法律事務所　弁護士　山本　賢治

平成23年３月31日　　富山地方裁判所民事部

**平成２３年（再）第１号**

徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜271番地

再生債務者　日下　　淳

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　徳島市徳島本町１丁目15番地山下ビル２階　吉成法律事務所　弁護士　吉成　務

平成23年３月31日　　徳島地方裁判所民事部

## 再生手続終結

**平成１９年（再）第１５０号**

横浜市南区別所７丁目６番３号

再生債務者　荒井　幸雄

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。

平成23年３月31日

東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（再）第１７号**

東京都渋谷区松濤１丁目９番３号

再生債務者　株式会社ＣＱＮシネマズ

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画の遂行

平成23年３月31日

東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（再）第２６３号**

茨城県かすみがうら市宍倉6147番地の39

再生債務者　株式会社シシクラフーズ（旧商号株式会社サンキフーズ）

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画の遂行

平成23年３月31日

東京地方裁判所民事第20部

## 小規模個人再生による再生手続開始

**平成２３年（再イ）第２５号**

埼玉県川越市豊田町３丁目21番地９

再生債務者　安藤　祐二

１　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年４月21日まで

４　一般異議申述期間　平成23年５月６日から平成23年５月13日まで

さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（再イ）第３４号**

埼玉県川越市大字今福952番地５

再生債務者　新井　　徹

１　決定年月日時　平成23年３月31日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年４月21日まで

４　一般異議申述期間　平成23年５月６日から平成23年５月12日まで

さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（再イ）第７号**

岐阜県多治見市白山町３丁目85番地の１　シャトレ愛松多治見302

再生債務者　粥川　久志

１　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年４月25日まで

４　一般異議申述期間　平成23年５月９日から平成23年５月23日まで

岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２３年（再イ）第２３号**

兵庫県尼崎市浜２丁目20番33―404号

再生債務者　松本　伸仁

１　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年４月25日まで

４　一般異議申述期間　平成23年５月２日から平成23年５月16日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

**平成２３年（再イ）第３２号**

兵庫県尼崎市水堂町１丁目23番10号アクシス410号

再生債務者　早川　文雄

１　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年４月25日まで

４　一般異議申述期間　平成23年５月２日から平成23年５月16日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

**平成２２年（再イ）第６９３号**

札幌市北区新琴似12条９丁目４番３号

再生債務者　本庄　裕介

１　決定年月日時　平成23年４月５日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年４月26日まで

４　一般異議申述期間　平成23年５月13日から平成23年５月20日まで

札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（再イ）第１３１号**

北海道恵庭市大町２丁目３番12号

再生債務者　佐藤　昌一

１　決定年月日時　平成23年４月５日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年４月26日まで

４　一般異議申述期間　平成23年５月13日から平成23年５月20日まで

札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（再イ）第１８号**

神奈川県足柄下郡箱根町湯本206番地の４　ＨＯＴ小川ビル311

再生債務者　小林　道夫

１　決定年月日時　平成23年４月５日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年４月26日まで

４　一般異議申述期間　平成23年５月10日から平成23年５月17日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

**平成２３年（再イ）第１３号**

神奈川県横須賀市池田町３丁目２番１―702号

再生債務者　諸岡　弘美

１　決定年月日時　平成23年３月31日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年４月28日まで

４　一般異議申述期間　平成23年５月13日から平成23年５月20日まで

横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２２年（再イ）第１６号**

鹿児島県阿久根市波留3804番地

再生債務者　鶴園　　照

１　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年４月28日まで

４　一般異議申述期間　平成23年５月19日から平成23年５月26日まで

鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

**平成２２年（再イ）第１７号**

鹿児島県阿久根市波留3804番地

再生債務者　鶴園　勇一

１　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年４月28日まで

４　一般異議申述期間　平成23年５月19日から平成23年５月26日まで

鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

**平成２３年（再ロ）第２号**

鹿児島県出水郡長島町平尾2944番地10

再生債務者　東條　竜文

１　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成23年４月28日まで

４　一般異議申述期間　平成23年５月12日から平成23年５月19日まで

鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係